

「要介護１・２」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心・安全の
介護保障を求める意見書

政府は、介護保険の新たな制度改定を検討している。

要介護認定を受けた人（約４４４万人）の過半数を占める要介護１・２の軽度者（約２２９万人）の訪問介護などを保険給付からはずそうというもので、今年末までに結論を出そうとしている。

財務省の財政制度等審議会でも、清掃や調理の生活援助利用が軽度者に多いことを繰り返し問題視し、「原則自己負担」を求めており、実施されたなら利用者は１０倍の自己負担増になる。

生活援助サービスは訪問介護で、掃除、洗濯、調理、買い物、薬の受け取り、衣類の整理・補修、ベッドメイクなど、日常生活を支えている。生活援助は、ケアプランにもとづき計画的に実施されているもので、専門家が利用者の状態に気づき、早期対応を可能にしている。

生活援助の「保険給付からの除外」は、そのような対応を難しくし、その結果、利用者の重症化がすすみ、むしろ介護保険財政を圧迫しかねない。

介護保険をめぐっては、一昨年改定で「要支援１・２」の人の訪問介護・デイサービスなどが保険対象から外されたばかりである。「医療・介護総合法」では、市町村の事業に移され、１７年度から全自治体で実施するとしているが、各地で「受け皿」不足が浮き彫りになり、利用者・家族の不安を高めている。特別養護老人ホームの入所条件も「要介護３」以上とされたため、「要介護２」以下の人たちの行き場探し、ますます困難になっている。

介護保険は保険料を払うことで介護サービスを利用できる制度として成り立ってきた。

それが、サービスの後退の連続では、「負担あってサービス無し」という「制度の根幹」にかかわる重大な問題と言わざるをえない。

介護保険が利用者にとって、安心して利用できる制度として信頼を高めるためにも、「要介護１・２」の「保険給付からの除外」を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２８年６月２１日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様

北海道北斗市議会